

社会福祉法人至福の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人至福の会（以下「当法人」という。）の定款第24条の役員の報酬等及び評議員に対する費用弁償を定めることを目的とする。

(役員報酬の総額)

第2条 役員の報酬の総額は、1,500万円以内とする。

(定義等)

第3条 役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で、週4日以上勤務する者をいい、常勤役員以外を非常勤役員という。

(報酬額)

第4条 常勤役員に支給する報酬月額は、別表1の金額の範囲で、理事会で決議された額とする。

2 非常勤役員に支給する報酬は、別表2で定める額とする。

(報酬等の支払い)

第5条 役員の報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 法令に基づき役員の報酬等又は評議員に対する費用弁償から控除すべき金額がある場合は、その金額を控除した残額を支払うものとする。

(費用)

第6条 費用とは、役員が理事会、評議員会に出席し又は監査を実施するために当法人に赴くめに要するものを除き、役員又は評議員の職務の随行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものをいう。

2 評議員に対しては、評議員会に出席した場合、別表3に定める費用弁償をする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給基準として公表する。

2 当法人は、法人現況報告書においては前年度の報酬総額を公表する。

(改訂)

第8条 この規程の改訂は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項については理事会及び評議員会の決議を得て、理事長が別にさだめる。

付則

1、この規程は、平成29年7月1日から施行する。

（平成29年6月1日理事会決議・平成29年6月16日定時評議員会決議）

別表 1

常勤役員の報酬額は、次のとおりとする。

理事長 月額金 400,000 円

理事 理事会・評議員会出席日に 1 日当たり金 8,150 円

別表 2

非常勤役員等の報酬額は、次のとおりとする。

理事 理事会・評議員会の出席日に 1 日当たり金 8,150 円

監事 理事会・評議員会の出席日に 1 日当たり金 8,150 円

監事監査の出席日に 1 日当たり金 31,972 円

別表 3

評議員に対する費用弁償は、次のとおりとする。

評議員 評議員会の出席日に 1 日当たり金 7,000 円